# 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

## (農林水産省3一個)

政策分野名 【施策名】	農村に人が住み続けるための条件整備	担当部局名	農村振興局(農産局) 【農村振興局農村計画課/地域振興課/鳥獣対策·農村環境課/ 農地資源課、農産局農業環境対策課】
政策の概要 【 <sup>施策の概要</sup> 】	地域コミュニティ機能の維持や強化、多面的機能の発揮の促進、生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等の推進	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の3(2) ・土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定) 第4 2 (2) 政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるため の条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	地域コミュ	ュニティ機能	色の維持や	強化									
西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	地域コミュ	ュニティ機能	色の維持や	強化に向い	ナて、世代	た超えた	人々によ	る地域の	ビジョンつ	づくり、「小さな	拠点」の形成等を推進する。		
目標① 【達成すべき目標】	農用地や	集落の将え	を像の明確 かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	化を支援	、地域の流	舌動計画·	づくり等を	·支援					
						年度	ごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
	基準年度			目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11 异刀炔	(及び日標値(水学・日標半度)の設定の依拠)		
農業生産活動等の 体制整備に取り組む ア 集落協定のうち、新 たに集落戦略を策定 した協定の割合	O %	元年度	100 %	6年度	-	_	60 %	80 %	100 %	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①アの「農用地や集落の将来像の明確化、地域の活動計画づくり等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2年度~令和6年度)において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、令和6年度までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、令和6年度における目標値を100%に設定している。また、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、令和4年度の目標値を過半となる60%に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。		
	把握여	<b>∞</b> ±:+	出典:農 作成時期 算出方法 定数を把	:調査年月: : 毎年度	度の翌年	度8月頃	接支払制	度の実施	面状況調3	査により、農	業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協		
		E合いの E方法		達成度合=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	「小さな拠	『点』の形成	文の推進								
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
WINCH DE	<b>坐</b> 中區	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
地域活性化対策に	0 地区	元年度	90 地区	7年度	15 地区	30 地区	45 地区	60 地区	75 地区	♀↑_古	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①イの「地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り方を示す」に該当する指標を設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 地域の将来ビジョンづくりに取り組む令和2年度の地区数を15地区程度見
おいて、新たに地域 アの将来を構想する計 画等を策定した地区					16 地区	29 地区				j	地域の特殊にションラスがに取り組む市和2年度の地区数を15地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎に令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。
数	把握(	の方法	出典:農 作成時期 算出方法	:調査年	度の翌年,	度7月頃					
		€合いの ≧方法	達成度合 A'ラン							/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	多面的機	能の発揮の	り促進									
歴策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】		能の発揮の									民全型農業直接支払制度の3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や	
目標①【達成すべき目標】	多面的機	能支払制度	度、中山間	地域等直	接支払制	度及び環	境保全型	!農業直接	要支払制度	度による多面的	内機能の発揮の促進	
						年度	ごとの目	標値				
   測定指標	基準値		│ <sub>─</sub> 目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由	
	基準 年度			目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠) 	
多面的機能支払交付金における、地域による農地・農業用水等の保証は	35 %	元年度	50 %	7年度	-	40% 35%	42.5%	45%	47.5%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率を令和7年度までに約5割以上とすることを活動指標としていることから、同指標を測定指標として設定。	
の農業者以外の多様な人材の参画率	把握여		出典:農林水産省農村振興局調べ 法 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握。									
		合いの    方法		達成度合= (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

						年度	ごとの目	標値			
   測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	測定指標の選定理由
w.w		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	44.7	元年度	60	7年度	I	50%	52.5%	55%	57.5%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカ ム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
多面的機能支払交 付金において、地域 による農地・農業用 水等の保全管理が イ実施される農用地の うち、持続的な広域	%	几十反	%	7十反	-	47%				3   區	土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合を令和7年度までに約6割以上とすることを重点指標としていることから、同指標を測定指標として設定。
体制の下で保全管 理される農地面積の 割合	把握0	の方法	作成時期	:調査年月	水産省農村振興局調べ 調査年度の翌年度8月頃 毎年度の土地改良長期計画実績把握調査/					室。	
達成度合			= (当該 <sup>年</sup> ク:150%						/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満	

						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値	基準値 基準 年度 7.5 5ha/年 地握の方法				年度	ごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
				目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀块	(及び日保値(小学・日保平度)の設定の依拠)	
		30年度	7.5	6年度	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「中山間地域等直接支払制度」に該当するアウト カム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
中山間地域等直接 支払交付金の第5期	力ha/牛	30   12	万ha/年		7.2 万ha/年	7.4 万ha/年				- James	中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に 取り組んでいない地域における農用地面積の減少率11.3%(平成22年及び 平成27年の耕地面積の比較)に、平成30年度の本制度の実施面積66.4万ha を乗じた7.5万haの農用地の減少防止を目標とする。	
ウ 対策期間(R2~R6) において減少が防止 される中山間地域等 の農用地の面積	把握 <i>0</i>		作成時期 算出方法 注:各年	:調査年月 :① 毎年 ② 農林 ①に( 度の目標(	引)及び農林業センサス(農林水産省統計部) 本制度の取組面積を把握。 育する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 算出。 口元年度)の協定対象農用地面積と、2010年及び2015年センサス結果を							
	達成度 判定		基に、上記の方法により算出した。    達成度合=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100									

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値,			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
****		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	14万	30年度	14万	6年度	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年	下= 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
環境保全型農業直工を対象の取工の対象を対象がある。	tCO2/年 <sup>30</sup> i直 p取		tCO2/年	0 平及	16万 tCO2/ 年	16万 tCO2/ 年					【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第1期(平成27年度~令和元年度)の最終評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が14万tCO2/年と算出されたため、第2期(令和2年度~令和6年度)においては、14万tCO2/年を目標とする。
★ 組を通じた温室効果 ガス削減量	把握0	把握の方法		出典:「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」(農林水産省調べ) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交取組を通じた温室効果ガス削減量を算出							
	達成度合いの 判定方法		達成度合 A'ラン:								上90%未満、Cランク:50%未満

	施策(3)	生活インス	フラ等の確	保								
ħ	西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	定住条件	整備に向い	ナて、住居、	情報基盤	、交通等	の生活イ	ンフラ等の	)確保、定	<b>E住条件</b>	を備のための	総合的な支援を推進する。
	目標① 【達成すべき目標】	農村に住	み続けるこ	とができる	よう、定住	条件を整備	備					
	測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
	がた日本	<b>坐</b>	基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		0	元年度	60	7年度	10 地域	20 地域	30 地域	40 地域	50 地域	e^ ā	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)③イの「農村に住み続けることができるよう、定住条件の整備」に該当するアウトカム指標として設定。
	地域活性化対策に おいて、新たに農山 漁村で暮らす人々が 引き続き住み続ける	地域	儿牛皮	地域	7 平及	13 地域	25 地域				· S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農山漁村振興交付金(地域活性化対策)において、定住条件整備に取り組む地区のうち、事業目標を達成した地区の割合が8割程度となるような目標値(地域数)を設定。
	ための取組の目標を達成した地域数	把握여	の方法	出典:農 作成時期 算出方法	:調査年	度の翌年,	度7月頃					
				達成度合 A'ラン							/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

施策(4)	鳥獣被害	対策等の持	<b></b> 進								
5策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	鳥獣被害	対策等の持	<b>進に向け</b>	て、鳥獣被	女害対策 🤋	実施隊(注	三1)の体制	削の強化領	等を推進	する。	
目標① 【達成すべき目標】	鳥獣被害	対策実施関	家の設置・何	本制強化を	≥推進						
						年度	ごとの目	標値			
   測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	前昇刀規	(及び日保値(小学・日保牛及)の設定の依拠)
	37,279	,279 20年度	43,800	7年度	39,100 人	40,000 人	41,000 人	41,900 人	42,900 人	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)④の「鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進」 に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
ア 鳥獣被害対策実施 隊の隊員数	人			人 7年度	39,943 人	41,396 人				3 / 定	鳥獣被害対策実施隊の隊員数は、鳥獣被害防止総合対策交付金等による活動への支援等により、体制の充実を進めており、平成30年度(30年4月末時点)を基準とし、隊員数を継続的に増加させることとして設定(年間950人程度増加)。
	把握(		出典:農作成時期 第出方法	:調査年	度の10月	頁	り調査に	より把握	<b>1</b>		
										直-基準値) ノク:50%以	}×100 上90%未満、Cランク:50%未満

	予算	[額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年度行政
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額[百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
環境保全型農業直 接支払交付金 (平成23年度) (主)	2,460 (2,383)	2,451 (2,356)	2,451 (2,356)	2,450	(2)-①-エ	-	0223
中山間地域等直接 (2) 支払交付金 (平成12年度) (主)	26,340 (26,183)	26,344 (26,328)	26,100 (25,600)	26,100	(1)-①-ア (2)-①-ウ	-	0226
鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (主)	11,547の 内数 (10,810 の内数)	10,886の 内数 (10,591 の内数)	11,154 の内数 (10,977 の内数)	11,005 の内数	(4)-①-ア	-	0227
多面的機能支払交 付金 (平成26年) (主)	48,401 (48,401)	48,652 (48,652)	48,652 (48,652)	48,652	(2)-①-ア(2)-①-イ	_	0228
農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:3-⑦、⑧、 ⑩、③、⑤、⑦、⑨、 ②、②、②)、④)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	の内数 (7,026	の内数 (6,453	9,805 の内数	(1)-②-ア (3)-①-ア	_	0229
農村整備事業 (6) (令和3年度) (主)	-	_	-	4,350	(1)-2-7 (3)-1)-7	-	新03- 0021

	鳥獣による農林水産 業等に係る被害の防 (7) 止のための特別措置 に関する法律 (平成20年) (主)		_		-	(4)-①-ア	被害防	よる農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 5止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な 置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	-
	農業の有する多面的 機能の発揮の促進 (8) に関する法律 (平成27年) (主)	ı	_		-	(2)-①-イ(2)-①-ウ	めの措置 加えて、 域の共同	機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するた置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地 司活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、中山間地域等の農用地面積の減少 でいて温室効果ガス排出量の削減に寄与する。	-
政	策の予算額[百万円]	98,272 (内数を 含む)	97,471 (内数を 含む)	96,808 (内数を 含む)	102,542 (内数を含む)	参照	?I IDI	https://www.moff.co.jc/i/hwdgot/waviaw/v2/imday.html	
政	策の執行額[百万円]	95,059 (内数を 含む)	94,953 (内数を 含む)			少照	(UNL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	

### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 30年度 元年度 2年度 [百万円] [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度事ビ事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
-		_	-	-	-
			参照U	-	

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

## 1. 用語解説

注1		鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律 (平成19年第134号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止施策を適切に 実施するために設置することができるとされているもの。 鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。
----	--	---